

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案について

1. 背景

自動車の検査及び登録手続に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）関係の手数料は、実費を勘案して定めることとされ（同法第102条）、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号。以下「令」という。）において具体的に定められている。

今般、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により令和5年1月に導入予定である「自動車検査証の電子化」等への対応に伴う歳出の増加が発生することから、実費を勘案し、これらに係る手数料の額について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

国又は軽自動車検査協会（以下、「協会」という。）に納めなければならない自動車検査証の再交付に係る手数料について、以下のとおり改定する（令第1条関係）。

自動車検査証の再交付	1件につき350円
------------	-----------

国又は協会に納めなければならない検査手続に係る手数料の額について、以下のとおり改定する（令第2条関係）。

		登録車	軽自動車
新規検査	完成検査終了証の提出がある自動車	窓口：1,500円 電子申請：1,300円 (小型二輪自動車は1,400円)	窓口：1,500円 電子申請：1,300円
	保安基準適合証の提出がある自動車 ^{※1}	1,300円	1,300円
	限定自動車検査証の提出がある自動車	1,400円	1,400円
	その他の自動車	普通自動車等 ^{※2} ：2,200円 小型自動車：2,100円	1,900円
継続検査	保安基準適合証の提出がある自動車	窓口：1,400円 電子申請：1,200円 (小型二輪自動車は1,200円)	窓口：1,400円 電子申請：1,200円
	限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	1,200円	1,200円
	限定自動車検査証の提出がある自動車	1,400円	1,400円
	その他の自動車	普通自動車等 ^{※2} ：1,900円 小型自動車：1,800円	1,800円
構造等 変更検査		普通自動車等 ^{※2} ：2,200円 小型自動車：2,100円	1,900円
予備検査	保安基準適合証の提出がある自動車 ^{※1}	1,300円	1,300円
	限定自動車検査証の提出がある自動車	1,400円	1,400円
	その他自動車 ^{※2}	普通自動車等 ^{※2} ：2,200円 小型自動車：2,100円	1,900円

※1 限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む

※2 普通自動車及び大型特殊自動車

自動車技術総合機構が基準適合性審査を行う検査手続きを受ける場合において、国に納めなければならない自動車検査証の交付に係る手数料について、以下のとおり改定する（令第3条関係）。

1両につき 500円

3. 今後のスケジュール（予定）

閣議：令和4年10月下旬

公布：令和4年10月下旬

施行：令和5年1月1日（日）